

## 公益社団法人天理市シルバー人材センターの契約方法の見直しについて

1. これまで公益社団法人天理市シルバー人材センター（以下、「センター」）では、
  - ①個人家庭・事業所・公共団体などの発注者からセンターが業務の依頼を受け、
  - ②センターがこれをセンターの会員（以下、「シルバー会員」）に依頼してセンター会員が就業するといった二者間かつ段階的な契約関係により実施してきました。
2. 働き方の多様化が進む中、雇用関係が無く独立した事業者として働く個人の取引関係や就業関係の適正化を図るため、フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が施行されています。シルバー会員も、こうした「個人」に該当するため、厚生労働省の指導の下、全国のセンターでは契約方法の見直しを進めており、天理市センターでも令和8年4月から契約方法を見直します。
3. 新たな契約方法では、二者間かつ段階的ではなく、発注者とセンターとシルバー会員の三者間の包括的契約関係となります。
  - 1) センターが定めた基本ルール（主に発注者とセンター間のセンター利用規約と主にセンターと会員間の会員業務就業規約という2つの定型約款に同意した発注者がセンター利用契約書（以下、「契約書」）を締結します。
  - 2) 「会員業務就業規約」また契約書付属の「会員業務仕様書」に同意した会員が就業します。
    - ・例えば、契約書と会員業務仕様書には、業務内容、委託料、場所、期日等が記載されます。
    - ・会員の同意により、“三者間の包括的契約が成立した”、とみなされます。よって、発注者とシルバー会員間で契約書を交わすことはしません。
  - 3) 発注者はセンターに業務の対価を支払い、センターがこれを預かった上でシルバー会員に報酬として支払います。
  - 4) 見積書の発行、契約書類の作成・管理業務、作業報告書の取りまとめ等もこれまでと同様にセンターが行います。

#### 4. 業務の対価の名称変更

##### 1) 「配分金」→「**会員業務委託料**」

「配分金」という名称では” 会員の報酬であること” が分かりにくいために、「会員業務委託料」と表現することで、会員は受託者（フリーランス法上の「特定受託事業者」）として業務委託契約に基づく報酬を受け取ることを明示します。

##### 2) 「事務費」→「**センター業務委託料**」

「事務費」という名称では” センターの業務内容” が分かりにくいために、「センター業務委託料」と表現することで、センターは発注者から委託された業務にかかる材料費等を明示します。

3) これまでの配分金と事務費と同様に、契約総額は二つの合計額となり、見積書や請求書でも二つが併記されます。

5. 以上のように、法律上のしくみや名称は変わるものの、発注者の依頼を受けて、センターがマッチングした会員が就業し、報酬を受け取るという形態には何ら変わることはありません。

#### 6. 業務委託料に含まれる消費税の取り扱いが変更

##### ・「会員業務委託料（旧配分金）」

消費税の仕入れ控除ができなくなります。

※会員は、年間の課税売上高が 1,000 万円以下の「消費税免税事業者」にあたりインボイスの発行ができません。その為、消費税課税事業者である発注者の場合、「会員業務委託料（旧配分金）」分については仕入れ控除ができなくなります。

##### ・「センター業務委託料（旧事務費・材料費）」

引き続き消費税の仕入れ控除が可能です。

天理市シルバー人材センター  
ホームページ

QRコード



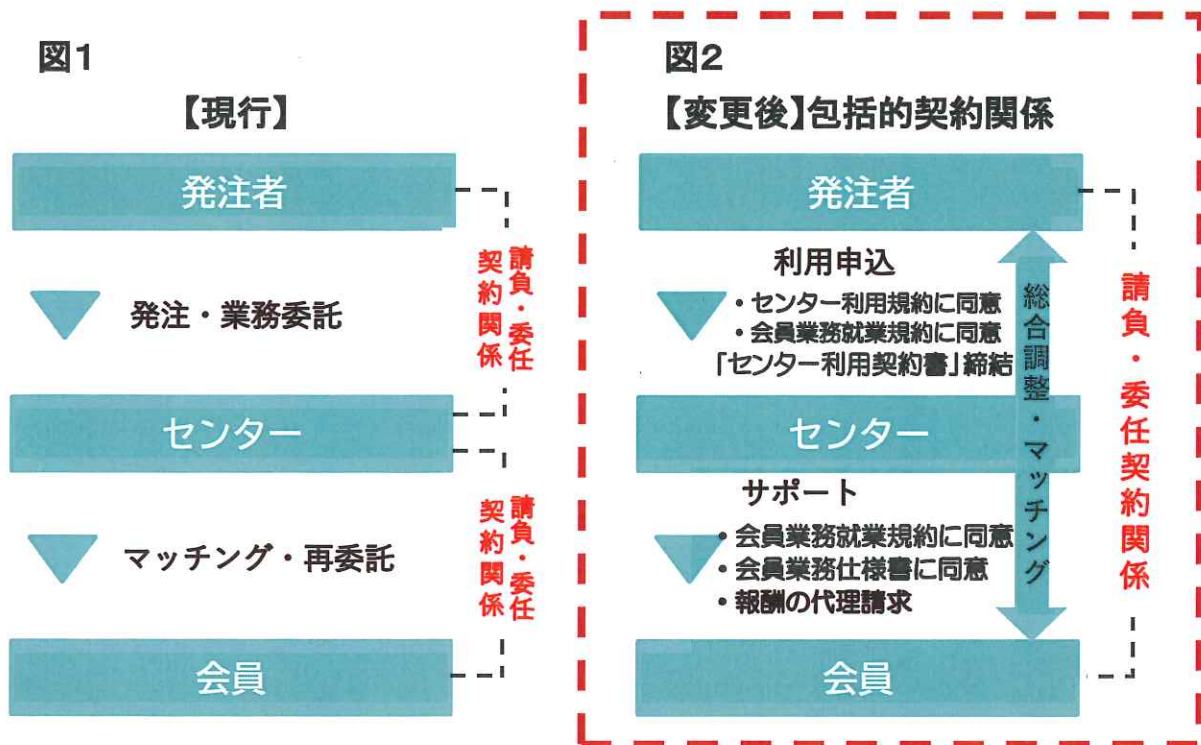
# フリーランス法の制定を踏まえて【令和8年度4月予定】 シルバー人材センターの契約関係を見直します

## 1. 見直しをする理由

- フリーランスという立場でお仕事をする方々が、安心安全に就業できる環境を整備するための、いわゆる「フリーランス法」が令和6年11月1日に施行されました。
- フリーランス法の主な内容は、フリーランス（シルバー会員も該当）にお仕事を発注する方（ご依頼主）に、仕事の内容や報酬等をフリーランスに明示する義務を付けるものです。
- この法律の施行で、厚生労働省の方針により、全国のシルバー人材センターにおいて、会員が請負の形態により仕事をする契約について、発注者から会員に対して「直接業務委託が行われる契約関係（包括的契約）」に契約方法の見直しを行うこととなりました。
- シルバー人材センターを利用される発注者の皆様におかれましては、契約方法の変更についてご理解をお願いいたします。

## 2. 契約方法の見直し

### ■見直しのイメージ



#### 【現行】

- センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法では、発注者と会員との間で直接的な契約が生じる構造となっていない。
- 本来フリーランス法が適用される発注者にフリーランス法の適用がされない。

#### ※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

### 3. 新契約方式への移行時期

令和8年4月（予定）

### 4. 契約方法の見直しによる現行との変更点

発注者様、会員及びセンターの3者間による包括契約となり、新たに「センター利用契約」を書面で締結することになります。それ以外は現行と大きな変更点はありません。業務委託契約の当事者は発注者様と会員ですが、会員と契約書の直接のやりとりはございません（すべてセンターが調整）。また、フリーランス新法で要求される事務はセンターが利用契約書に基づいてすべて代行します。

#### ■ 発注依頼から業務終了・請求書発送までの主な流れ

	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 （センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。）
【新】 センター利用契約 の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の 請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書の 発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。 ※3面参照

※「センター利用規約」「会員業務就業規約」をご確認ください

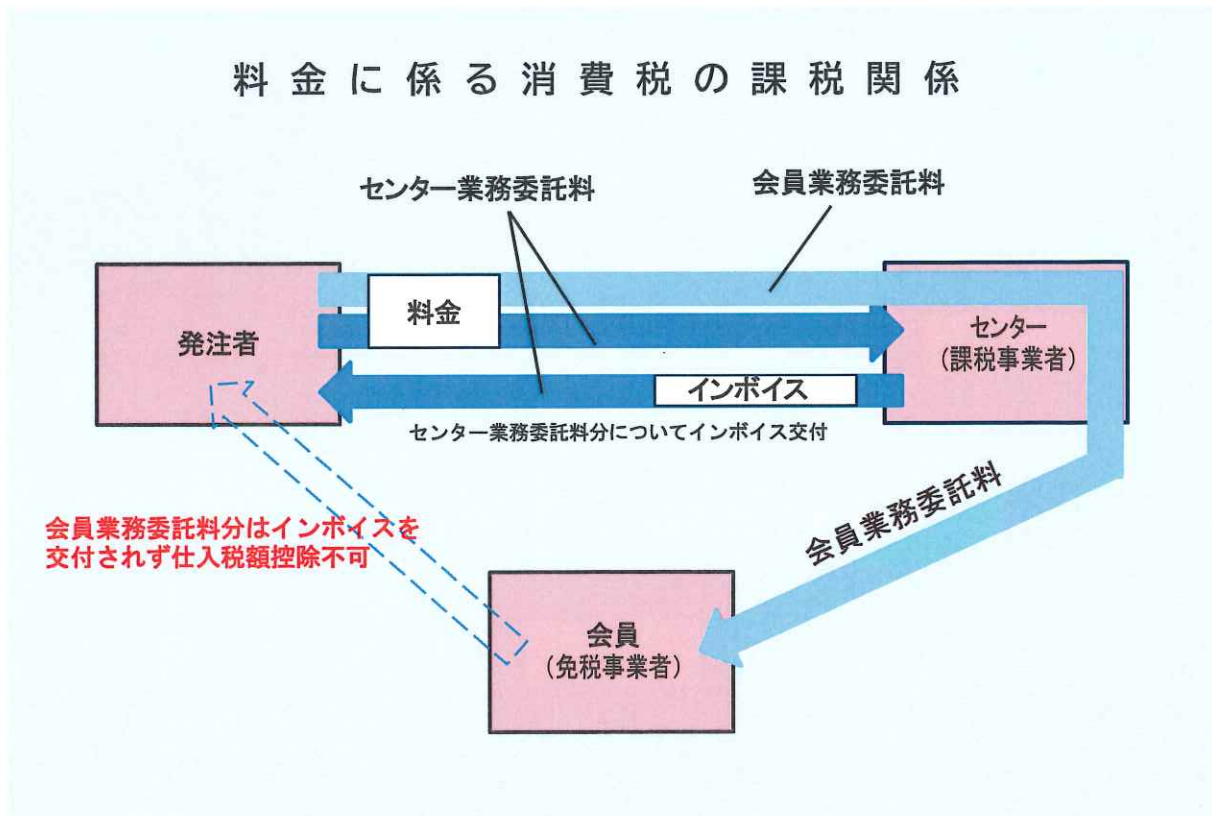
## 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が手にする報酬）」「センター業務委託料（事務費）」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。

- ① 適格請求書分・・・センター業務委託料
- ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ②簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

## 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。  
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

**施行期日** 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

# フリーランス法の制定を踏まえて【令和8年度4月から】 発注者・センター・会員間の契約関係を見直します

## 1. 見直しをする理由

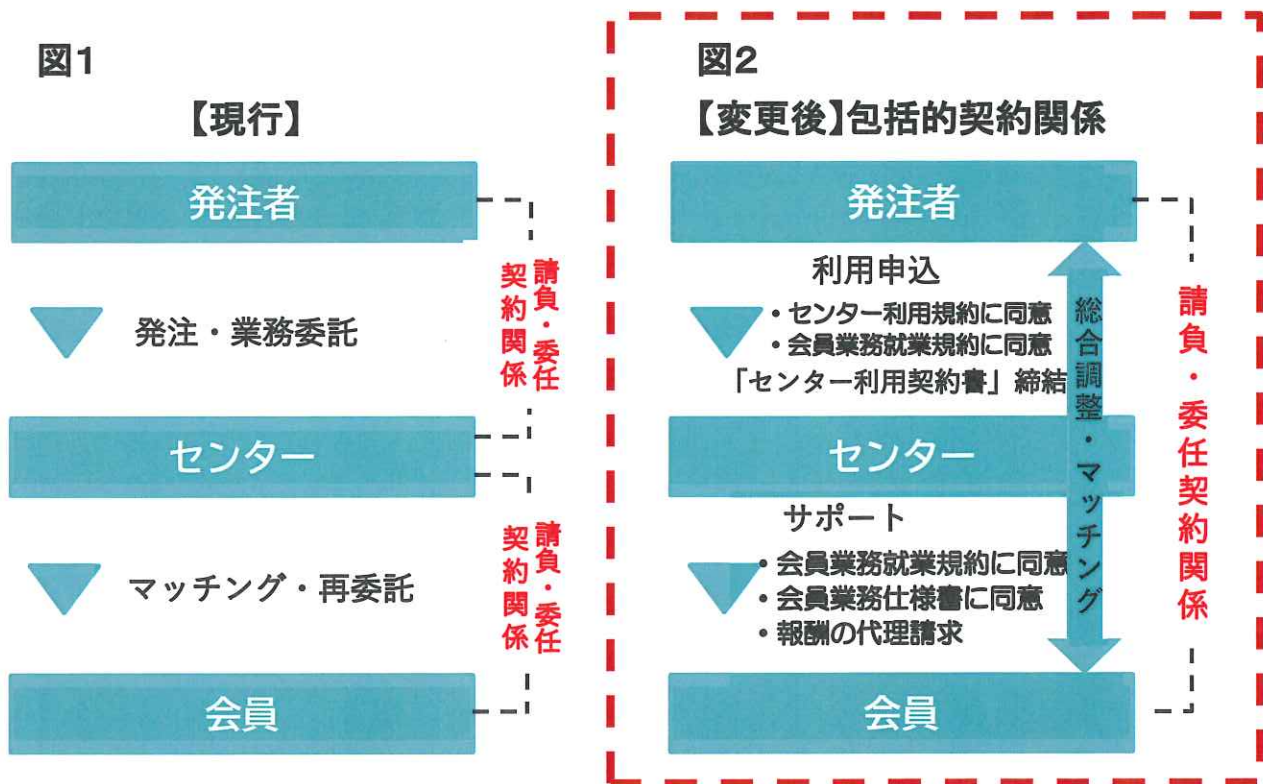
当センターでは、令和6年11月のフリーランス法（※）施行に伴い厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、**会員の皆様**が**請負・委任の形態**で就業する場合の契約方法について、見直しを行います。

具体的には、会員の皆様がフリーランス法の下で、安心・安全に就業できるように、発注者・センター・会員間の契約関係を見直し（下図参照）、発注者から会員に対して「直接業務委託が行われる契約関係（包括的契約）形式となりました。

この見直しにより、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、**実務面では現在と基本的に変わるところはありません。**（裏面参照）

## 2. 契約方法の見直し

### ■見直しのイメージ



#### 【現行】

- センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法では、発注者と会員との間で直接的な契約が生じる構造となっていない。
- 本来フリーランス法が適用される発注者にフリーランス法の適用がされない。

#### ※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

## 契約方法の見直しによる現行との変更点

### 1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、**実務面では現在と基本的に変わるところはありません。**

センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、**今まで通り安心して仕事についていただき、就業に関して何かお困りのことなどがあれば、遠慮なくセンターにご相談ください。**

### 2 業務仕様書への同意

**発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、**今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法によりお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

### 3 デジタル化による対応について

センターでは、令和8年7月を目途に「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。スマートフォンに保存しておけば、いつでも見ることができますし、紛失のおそれもありません。この機会にぜひシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

### 4 報酬の扱いについて

配分金については、「会員業務委託料」という名称に変わりますが、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として65万円まで認められることについても現行と変わりません。

ご不明な点がございましたらセンターまでお問合せください。